

## 災害の発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定

大規模地震等の災害による交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。以下同じ。）の受入等の協力に関し、浦安市（以下「甲」という。）と、ユナイテッド・アーバン投資法人（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害の発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。

- （1）帰宅困難者に対し、乙の施設（パシフィックマークス新浦安）の一部（エントランスの一部：約131㎡及び乙の指定する空室）を一時受入場所として提供すること。
- （2）帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを提供すること。

（要請期間及び要請方法）

第4条 前条の規定による協力の要請期間は、災害の発生から帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで（最大1日間程度）とする。ただし、要請期間を満たすことが困難な場合には、甲乙協議の上、期間を定めるものとする。

- 2 本協定に基づく要請は、協力を要請する理由、要請内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、口頭で乙に要請することができる。
- 3 前項ただし書きの場合においては、甲は乙に対し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(帰宅困難者の退去)

第5条 前条の規定による帰宅困難者の受入が終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙は、法令の範囲内において帰宅困難者を退去させることができるものとし、甲は、帰宅困難者の退去を指示する等、乙に協力するものとする。この場合において、甲は当該帰宅困難者の事情を斟酌するものとし、適宜適切な場所への移動を指示しなければならない。

(費用負担)

第6条 乙の第3条の規定による協力を費用を要した場合は、甲が補填するものとする。

(損害補償)

第7条 第3条各号に掲げる協力を従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、その損害に対する補償は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年条例第1号）の例に準じて行うものとする。

2 乙が第3条各号の協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害時の情報共有)

第8条 甲及び乙は、第4条に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第3条各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。第4条に定める要請期間が満了した場合も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、甲の協力のもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡担当者に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、平成28年11月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月1日

甲 (所在地) 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
(名称) 浦安市  
(代表者) 浦安市長 松崎 秀樹

乙 (所在地) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
城山トラストタワー18階  
(名称) ユナイテッド・アーバン投資法人  
(代表者) 執行役員 村上 仁志

## 協力協定承継覚書

1 浦安市、ユナイテッドアーバン投資法人（以下「旧当事者」という）及び株式会社オリエンタルランド（以下「新当事者」という。）は、浦安市と旧当事者間で締結した別添の2016年11月1日付「災害の発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定」（以下「本協力協定」という。）に関して、以下の物件表示にかかる不動産（パシフィックマークス新浦安）の信託受益者兼建物一括賃借人が、2017年5月24日付をもって、旧当事者から新当事者へと変更となったため、本協力協定における旧当事者の地位を、新当事者が承継することを確認する。

<物件表示>

### <土 地>

所 在： 浦安市美浜一丁目  
地 番： 6番5  
地 積： 2,877.11 m<sup>2</sup>  
地 目： 宅地

### <建 物>

（建物の表示）

所 在： 千葉県浦安市美浜一丁目6番地5  
構 造： 鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付7階建  
床 面 積：  
1階 1,556.36 m<sup>2</sup>  
2階 1,686.45 m<sup>2</sup>  
3階 1,686.45 m<sup>2</sup>  
4階 1,686.45 m<sup>2</sup>  
5階 1,686.45 m<sup>2</sup>  
6階 1,686.45 m<sup>2</sup>  
7階 1,686.45 m<sup>2</sup>  
地下1階 1,651.78 m<sup>2</sup>  
地下2階 1,690.33 m<sup>2</sup>

2017年5月24日

（所在地）千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

（名 称）浦安市

（代表者）浦安市長 内田 悦嗣

印

<旧当事者>

（所在地）東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

城山トラストタワー18階  
(名 称) ユナイテッド・アーバン投資法人  
(代表者) 執行役員 村上仁志

印

<新当事者>

(所在地) 千葉県浦安市舞浜1番地1  
(名 称) 株式会社オリエンタルランド  
(代表者) 代表取締役社長 兼 COO 上西京一郎

印

以 上